

# SGEC 分別・表示事業体審査報告書

外山木材株式会社

平成 2 1 年 6 月

(社)全国林業改良普及協会

## 目 次

I . 外山木材株式会社の概要

II . 審査経過・写真

III . 外山木材株式会社の審査における判定事由書

IV . 添付資料（主な確認資料）

V . 審査判定表

## I 外山木材株式会社の概要

1. 申請者名称・所在地 外山木材株式会社 代表取締役社長 外山正志  
宮崎県都城市八幡町18-7
2. 認定事業体 外山木材株式会社  
(3工場のうち、認証材を取り扱うのは  
今町工場のみ)
3. 事業内容・業種 木材加工業(製材業)  
/住宅資材、仮設資材並びにチップ材の製造販売  
  
(認定対象業種) 製材・木製品加工・販売(今町工場)
4. 沿革・概要

大正2年創業以来、木と共に97年、老舗の国産材製材工場として、南九州の森林資源、主にスギを使用したJAS規格・高品質な住宅資材、仮設資材並びにチップ材の製造販売を行っている。合理化された国内トップレベルの最新鋭近代化工場と熟練の技による高品質・高性能な製品を大量生産している。

主力製品はスギKD柱とスギ足場板。スギKD柱は「ドライサポート」と銘打ち、月産30,000本と単品製品では国内でもトップクラスの生産販売を行っている。品質においても内部割れが少なく、乾燥による表面の色焼けも少ないため、全国から注文がある。

スギ足場板は年間約60万枚製造している(国内の年間総需要数は約200万枚)。販売先は全国にわたり、大手ゼネコンをはじめ、各県の主要リース会社を中心に販売している。品質に関しては厳格なる自社基準を設け、毎週定期的に品質チェックを行うなど、徹底した品質管理を行っている。

### 【沿革】

- |       |                                  |
|-------|----------------------------------|
| 大正2年  | 外山善一氏、外山弥衛吉氏、山田氏共同出資により創業。       |
| 大正13年 | 外山善一氏独立                          |
| 昭和元年  | 2代目、外山正一氏相続                      |
| 昭和23年 | 会社設立                             |
| 昭和25年 | 3代目、外山勝氏、代表取締役社長就任               |
| 昭和43年 | JAS認定工場LU-65039号 農林水産大臣より認定を受ける。 |
| 昭和50年 | 今町工場新設                           |
| 昭和55年 | 今町工場/両面挽自動台車(ツインソー)設置            |

昭和 62 年	今町工場／最新式コンピューター制御付全自動装置製材機設置
昭和 63 年	本社工場／軽便送材自動台車設置
平成 3 年	本社工場／足場板釘打機設置
平成 4 年	構造用製材規格 新 J A S 認定 65-039 農林水産大臣より認定を受ける
平成 5 年	今町工場／ノーマンクリアシステム工場、リングバーカー工場新設
平成 10 年	4 代目、外山正志氏、取締役社長就任
平成 12 年	本社工場／ギャングソー工場新設
平成 14 年	今町工場／乾燥モルダール工場新設
平成 15 年	針葉樹の構造用製材 新 JAS 認定 JFW-B・65・10
～	
平成 17 年	25 m <sup>3</sup> 、40 m <sup>3</sup> 、50 m <sup>3</sup> 型乾燥機一計 12 基設置。
平成 20 年	木質バイオマスボイラー設置。
平成 21 年	志和池第 5 工場完成(生産予定量 5 万 m <sup>3</sup> )

## 【概要】

○本社工場	宮崎県都城市八幡町 1 8 - 7
○今町工場	宮崎県都城市上今町 7 5 9 0
○志和池工場	宮崎県都城市上水流町 1 8 7 8 - 8
○資本金	3, 5 5 0 万円
○年間売上高	約 1 7 億 2, 0 0 0 万円
○総従業員数	1 1 9 名 工場 9 4 名 (男子 8 8 名、女子 6 名) 事務所 2 5 名 (男子 1 7 名、女子 8 名)
○原木仕入先	宮崎県森連 宮崎木材市場(株) 都城原木市場(株) 他
○製品出荷先	関東～東海地方 (株)内山商会 中国木材(株) 他 関西～中国地方 (株)住建リース (株)大林組 他 九州 久保産業(株)、(株)木脇商会 他

○ J A S 認定証

- ① 構造用製材規格—新 J A S 認定 65-039
- ② 針葉樹の構造用製材—新 JAS 認定 JFW-B・65・10

**【木材・木製品の年間取扱実績】**

(平成 20 年 4 月 1 日～平成 21 年 1 月 31 日)

原木入荷量 67,362.986 m<sup>3</sup>

製品出荷量 41,935.101 m<sup>3</sup>

(うち製品仕入量 1,600 m<sup>3</sup>)

5. 分別・表示管理体制の確立

外山木材株式会社には、原木土場及び製材加工を行う加工場、製材品の天然及び人工乾燥・保管場所、在庫製品保管倉庫が設置され、原木及び製品は、用途別に分別管理されている。

認証林産物の取扱に関しては、「認証林産物の分別・表示管理方針書」を定めており、「S G E C 認証森林から産出された認証林産物とそれ以外の林産物が受入、保管、加工、出荷の各段階で混在しないよう、全体を統括する「認証林産物管理責任者」、分別・表示管理を担当する「分別表示責任者」、各工程の担当者を設置し管理体制を確立するとともに、伝票など帳票類を作成・保存し認証林産物の普及・P R に努めることとしている。

なお、別に「認証林産物の生産・出荷管理計画書」及び「S G E C 分別・表示管理体制表」を定め、適正に認証材の分別・表示管理を実施するための体制を取っていることを確認した。

**(主な確認資料)**

- ・ 認証林産物分別・管理計画書
- ・ S G E C 認証林産物分別・表示管理体制図
- ・ S G E C 認証林産物分別・表示管理方針書
- ・ 施設・加工場配置図
- ・ 品質管理等に関する内部規定
- ・ 決算報告書
- ・ 原木実績／仕入実績表、仕入先別仕入実績表、在庫表、総合実績表
- ・ ユーザー別販売高
- ・ 請求書等伝票類、S G E C 認証材取扱台帳等帳票類

## Ⅱ. 審査経過・確認資料一覧・写真

### 1. 外山木材株式会社の審査経過

認定審査は、(社)全国林業改良普及協会認証審査センターの児島裕、野田昭一、鳥越貞雄、宇佐美均の4名が下記のとおり行った。

#### 【審査申込】

平成21年4月22日／審査申込

(内 容)

1. S G E C 分別・表示システム、及び全林協の審査手順についての説明
2. 審査申込書の受付
3. 確認資料の説明

#### 【認定審査】

6月3日／書類確認及び現地確認

(場 所)

外山木材株式会社・原木土場・製材加工ライン・人工乾燥施設・製品保管倉庫

(審査員)

(社)全国林業改良普及協会専門審査員 鳥越貞雄  
宇佐美均

(出席者)

外山木材株式会社 専務取締役 益留満正  
常務取締役 中村ふみえ  
総務部課長 水間克則

(内 容)

1. 提出された書類及び資料の説明を受け、修正事項等の確認を行った。
2. 外山木材株式会社において事業の概要、現行の仕入れ・加工・保管・販売における木材の流れ・管理の仕組み等について説明を受け、併せて関連資料の審査を行った。
3. 既存の加工ライン、製品等保管庫における原料、製品の分別状況を確認した。
4. 管理方針、認証林産物の生産・出荷管理計画、分別・表示管理体制等の遵守意志を確認した。

## 【審査判定】

6月19日／審査委員会（書類）

（場 所）

東京都港区赤坂 1-9-13 三会堂ビル会議室

（委員名）

元東京大学教授・農学博士	山根 明臣
元東京農業大学教授・農学博士	河原 輝彦
木構造振興株式会社専務取締役・農学博士	西村 勝美
東京農工大学教授・農学博士	土屋 俊幸
(社)日本育種協会理事長	真柴 孝司

（事務局）

(社)全国林業改良普及協会専務理事	渡辺 政一
同 認証審査センター	児島 裕
同 認証審査センター	野田 昭一
同 認証審査センター	山下 友一

（内 容）

1. 現地確認審査の結果及び SGEC の定める「認定審査」基準事項に基づき設定した「審査要件」について審査内容を説明した。
2. 提出資料、実行体制及び入荷・出荷管理の仕組み等から、申請者は認定に値する事業体であるものと認められた。

### Ⅲ. 外山木材株式会社の審査における判定事由書

SGEC の定める「認定審査」基準事項に基づき、「外山木材株式会社審査判定表（分別・表示）」の 12 項目を審査要件として決定した。

これら「審査要件」に基づいて、「認定審査」を行い、審査委員会に諮ったところ、外山木材株式会社は、認定に値する事業体であるとして判定された。

なお、審査委員会により、認定取得後の「向上目標」として下記が付記された。

#### 【向上目標】

1. 認定取得後の内部監査を適正に行い、認証林産物のトレサビリティを確立すること。（基準 3-4）
2. 関係職員に対し、十分な教育・研修を図り、分別・表示管理方針書等の趣旨を徹底すること。（基準 3-5）
3. 認証林産物の履歴証明に関わる帳票類の保存に努めること。（基準 3-6）